

第
8
部

血債問題と対日国交

この第8部は、第2次大戦で発生した日本軍による現地人の大量虐殺事件の処理、および対日国交の樹立を扱う。ここに別記した理由は、これが日本人としてとくに知つておくべき事柄であり、またその展開が他の諸問題から切り放して扱うことが可能であると思うからである。

第1章 大量虐殺事件とその規模

第二次大戦に伴う日本軍の残虐行為、強制労働などは戦後の戦争裁判によつて裁かれたわけだが、シンガポール陥落直後に発生した華僑に対する大量虐殺事件や強制献金問題の裁判は、民政時代になつて一年後の一九四七年三月十日に開始され、四月一日には終了した。出廷した被告の近衛師団長、西村琢磨中将以下七人の被告は全員有罪で、絞首刑二人、無期懲役五人となつた。二人の処刑は六月二十六日に実施されたが、無期懲役となつて二人を見送つた大西覚憲兵隊分隊長は、「何と言つても英國裁判は無茶である、被疑者を拷問したといつて死刑……」「いかに復讐とはいえ、非人道をやるものだと、あきれざるを得なかつた」と書いている。⁽¹⁾

一方、この大量虐殺事件で犠牲者となつた華人社会は、この裁判に不満であった。事件発生当時の最高責任者、山下奉文大将是すでにフィリピンで処刑されており、また大量処刑の発案者、辻政信参謀は失踪していた。⁽²⁾華人社会では全般的な刑の見直しをイギリスに要求したが、証拠不

十分で相手にされなかつたといふ。⁽³⁾

元来、この事件はシンガポール陥落三日後の一九四二年二月十八日に、占領軍である第一五軍が、憲兵隊に対して抗日華僑や華僑義勇軍を検問により選別し、これを厳重処分するよう出した肅清命令がもとになつてゐる。これを実行するため、翌十八日日本軍は、シンガポール在住の十八歳～五十歳の全男性華僑に対して二十一日正午までに島内五カ所へ集合するよう布告を出した。集められた大勢の華僑は、命令通り検問・選別され、人によっては厳重処分に付された。このためシンガポールではこの事件を華語で「検証大虐殺」「肅清 (sook ching)」などと呼んでいる。この場合大量とはどの程度であったのか。また検問、厳重処分とは何を意味したのか。

当時（一九四一年）のシンガポール人口は七八万人と推計されている。検問対象の華人男性は、当時の移民社会のいびつな男女比からして、三五万人程度ではなかつたかと思われる。このうち十八～五十歳の人口、つまり検問対象年齢者は、少なくとも一七万人はいたのではないか。⁽⁴⁾

しかしこの一七万は、実際に検問に付された人々の数とは見なせない。まず第一にこの年齢層の男性全部が検問に応じたのではないからである。シンガポール人が編集し日本語に翻訳された『日本軍占領下のシンガポール』⁽⁵⁾は、この事件に関する数少ない資料の一つであるが、同書においても、検問の実数については当時の日本の『朝日東亜年報』（一九四二年版）の数字、七万〇六九九人のほか、あと二点から「七万余人」、「五万人」をあげるのみである。この場合検問実数は

対象人口の四〇%程度となる。

だが実際には、事件当時シンガポールには七八万人以上にもつと多くの人口があり、従つて検問対象者はもつと多かつた可能性がある。戦争でシンガポールはマラヤにおける最後の砦となり、大量の避難民で溢れていたからである。この事実は、七万という検問実数が決して多すぎるものではなく、むしろもつと多かつたのではないかとすら疑わせるものがある。

次に検問と厳重処分の内容だが、大西によると、検問は共産党員・同ゲリラ、抗日義勇軍兵士を選別することが目的で、方法は日本軍がマラヤ進攻中に捕獲した抗日団体名簿などから作成した名簿をもとに現地人協力者を尋問に利用する、というものであった。また、厳重処分とは満州事変以来の日本軍内の慣行で、第一線部隊にも認められた現地処刑であつた、としている⁽⁶⁾。

すでに引用したように大西は、戦後に被告側の立場から戦争裁判に不満を表明しているが、自らも憲兵隊分隊長として責任のある検問については、どうだったのか。実は大西は、命令絶対服従の軍のなかで「强硬參謀に引き回され、十分な取調べもせず、即時厳重処分に付した」と告白している。その結果、人道を越えた無茶な検証と大量虐殺が発生してしまった。「日本軍占領下……」は、「四、五万が虐殺されたという見方は決して誇張ではない」⁽⁷⁾とし、さらに検証から厳重処分にいたる悲惨な展開を、目撃者の証言も交えて紹介している。

なお、この当時十八歳だった李光耀青年は検問を辛くも逃れたが、李光耀の将来の妻、柯玉珠の兄は抗日義勇軍兵士だったことから厳重処分され、もう一人の義勇軍兵士吳慶瑞は検問の場に

行かず運よく処分を逃れたといふ。⁽⁸⁾

第2章 華人社会による事後調査

シンガポールの華僑社会は、第二次大戦後、自らの努力で被害者の数を調べ上げ、補償要求につなげる努力を開始した。『日本軍占領下……』には、こうした事業として許雲樵教授個人や陳嘉庚の南僑總会（南洋華僑籌賑祖国難民總会）による調査のほか、一九四六年六月二日にシンガポール集団鳴冤委員会が組織された、としている。

だがこれらの事業は、犠牲者数の調査以上には先へ進むことができなかつた。その理由は定かでないが、調査が期待どおりに進展しなかつたのか、数字を得ても直訴すべき公的機関がなかつたのか、あるいは、当事者たちの政治的立場が関係していたのではないか等が考えられる。

まず犠牲者数について、『日本軍占領下……』は許教授が二七二二人、南僑總会が五〇〇〇人前後、鳴冤委員会が四六八一人を確認した、としている。またこの問題で地道な調査を続けていた原不二夫（アジア経済研究所）によると、一九四七年当時シンガポールにあつた中国の総領事館は遺族などからの登録により死傷者四五二三人、財産損失二九〇〇万ドルという数字を掲んだとしている。ただこの数字は同館が直轄するシンガポール、ジョホール、マラッカ、クランタン、

トレンガス、サラワクを含めたものだという。⁽⁹⁾

いざれもそれで全部というものではなさそうである。その後はなぜか一九六〇年代になるまで類似の調査事業は知られていない。ちなみに戦争裁判を報道した記者で、しかも六〇年代以降政府の役職にあつた李炯才^{リ・グンソイ}は、後に自著『南洋華人』のなかで、「二万人」という数字を使用している。

では当時のイギリス当局はどうしていたのか。『日本占領下……』は、イギリス政府が戦後市民相談局を開設して被害者名の調査を行なつた、としているが、その結果を採録していない。一方植民地政府年報には、日本軍占領期間中の出生・死亡者数字が示されている。これによると、大虐殺のあつた一九四二年には死者数が一挙に八七%も増加し二万九八三三人になつたことが目につく。だが、死因は八五%が病死であり、暴力によるものは一・九%で五七五人、その他が五・八%で一七三六人となつてゐる。この結果について人口学者のソーエ教授は、「戦争にともなう多数の死者が登録されていない」としている。⁽¹⁰⁾

結局犠牲者の数はシンガポールからは、はつきりしたものが出でこない。『日本軍占領下……』の編者、蔡助教授も「要するに多数であつたとしか言えない」としている。同書のもう一人の編者、許雲樵教授はこれに対して、日本人による報告として、最小の「一〇〇〇人前後」—「二〇〇〇人以下」の大西説から、五〇〇〇人説、六〇〇〇人説、多いほうでは二万人説（中学歴史教科書、丹羽邦男筆）、二万五〇〇〇人説（菱刈隆文当時同盟通信記者）などを紹介している。

蔡助教授によると、シンガポールでは一般に四、五万～一〇万人と言われており、「二万人は保守的数字」であり、「日本側の資料のなかでは二万五〇〇〇人が……シンガポール側のそれ（犠牲者数）に最も近い」としている。

一方、一応調査はなされたとしても、これを訴え出るべき公的機関は、イギリス人の手にあつた。李炯才によると、集団鳴冤委員会は、犠牲者問題および強制献金問題（日本軍はシンガポール華僑から五〇〇〇万ドルを献金させていた）をイギリス外務省に訴えた。これに対して同省は一九四七年八月末、日本への賠償請求のなかにこれらを含める、と同会に回答してきたと言う。李は「華僑らはこの回答に納得して、二度と五〇〇〇万ドルの話を口にしなくなつた」と書いている。⁽¹¹⁾

なおシンガポールの中華総商会では、一九四八年に、香港の中華工業連合会からの要請に基づき、戦争中の日本軍残虐行為に関連して日本からの輸入を最低限に抑えるよう地元政府に要請し、また中国政府にも電報で要請したと言う。⁽¹²⁾また総商会内部には対日賠償要求研究会も作られた。

だがマラヤ・シンガポールにおけるその後の政治状況の変化、とくに一九四八年の非常事態発生、および日本の経済復興に伴う対日経済関係の拡大は、戦時賠償問題の追及を鈍らすことになつたようである。華人社会の中でも集団鳴冤委員会をはじめた鄭古^{ティコ}悦^{ヤット}のグループ（連瀛洲、黃奕欽、莊惠泉らが参加）は、政治的には少数派の国民党系に属し、運動に大衆基盤を与えられなかつたのではないか。

鄭古悅は當時国民党系新聞、中興日報の重役で、またバス会社の社長であった。また連瀛洲は一九四一年に中華總商协会会员になつた人物で、戦争中は重慶に避難し、そこで蒋介石の国民党政府から戦時政治会議の東南アジア華僑代表に任せられていた。また四五年初には蔣總統から東南アジアに植民地をもつ欧洲諸国政府への大使としてロンドンに派遣され、そこで八月の日本軍敗戦を迎えていた。⁽¹³⁾

一方犠牲者五〇〇〇人の数を確認した南僑總会の方は、シンガポールの華人社会から絶大な信頼を寄せられていた陳嘉庚の組織であつた。だが陳自身は、マラヤ・シンガポールのことよりは祖国の復興再建に関心が向き、中国共産党を支持していた。このため陳もその組織も一九四八年の非常事態以降は鳴かず飛ばずの状態になり、また陳は五〇年に北京へ向かつたままシンガポールへの帰還を許されなかつた。

こうした状況で中華總商会を中心とする華人の対日賠償要求は、年とともに等閑視され、一九五一年九月のサンフランシスコ平和条約に至る。マラヤ・シンガポールにおける戦争の当事国であつたイギリスはここで、マラヤ現地民の賠償請求を日本につなげようとしたが、アメリカに遮られた。米ソ対決で動く第二次大戦後の世界において日本は、アメリカ側の対ソ橋頭堡となるべきであり、賠償を取り立ることで経済的に疲弊させてはならなかつた。

イギリスはやむなく日本人が残した敵性財産を処分し、これをマラヤ連邦、シンガポールの開発資金に当てたのであつた。⁽¹⁴⁾

第3章 人骨発見、血債問題の発生

一年後の一九六二年一月、パシル・ブテで人骨が発見された。この発見は当時新聞種にもならなかつたが、¹⁵中華総商会は巷間伝えられてきた二〇年前の日本軍による「華僑大粛清」に実証が得られる可能性を考え、同月三十一日特別班を組み、非公式調査を開始した。その結果一月中旬までに島東部シグラブの通称「死の谷」（培本学校の近く）の五カ所で人骨や遺留品が大量に見つかつた。

中華総商会は、さつそく一月二十八日の董事會で「発掘日本占領時期遺骸善後委員会」（遺骨処理委員会）を発足させ、発掘・埋葬事業の任に当たらせた。同委員会は、三月十三日李光耀の人民行動党政（外交権のない内政自治国時代）に対して発掘許可を申請したが、ことは順調に運ばず、七月二十三日にやつとこれを獲得した。だがその後も遺骨の埋葬場所をめぐって政府との折衝に手間取つた。政府は、発掘許可申請のちょうど一年後の翌六三年三月十三日になり、記念碑と公園建設用地として、海に面したビーチ通りに四・五エーカーの土地を提供する、と発表した。また建設費は政府と国民が折半することもやつと決まつた。

こうして発掘作業は、一九六三年三月十三日にやつとスタートした。遺骨処理委員会の六年後

の報告によると⁽¹⁶⁾、この作業は六六年十月末までに三五カ所で行なわれ、遺骨は全部で六〇七の壺に収納された。うちブキ・ティマ七マイルでの一壺はイギリス軍が持ち去り、また別の一壺は遺族が保管することとなり、結局六〇五壺が中華総商会の管理にまかされた。

三五カ所のうち、一六カ所ではそれぞれ一壺分しか収容できなかつたが、ジャラン・パイプンでは四二八壺分も発掘された。この場所は砂地であつたため、遺骨の保存状態がよく、二一七六人分が確認されたと⁽¹⁷⁾いう。保健省と遺骨処理委員会が生存者から聞きだしたところによると、日本軍は、一九四二年二月二十三日に大型トラック約四〇台でそれぞれ五〇～六〇人を近くの森林に連行した。同日夕刻まで銃声が聞こえたと⁽¹⁷⁾いう。なお、全体が六〇七壺であつたということは、收容された遺骨の人体数はおよそ三〇〇〇人分程度であつたと推測される。ちなみに六六年末以降今日まで、新たな遺骨発見は報告されていない。

中華総商会は記念碑建設を、当初華人だけの事業として取り組んだが、後に李光耀首相の見解を容れて、各種族の代表を招請した。一九六三年四月二十一日には、六〇九の諸種族団体の代表が参加して大集会が開催されている。このため、華人の風習にしたがい遺骨を火葬にする計画は、イスラム教徒やカトリック教徒等の反対を容れて取りやめた。記念碑の総建設費は、これに伴い上昇し、最終的には四八万七二一二Mドルとなつていて（うち二〇・七万Mドルは政府）。

記念碑は結局、シンガポールにおける四大種族の文化的團結を示すものとして四本の柱を一つ

に束ねた塔となつた。高さは二〇〇フィートである。建設は一九六六年三月四日の基礎工事を以て開始され、四月二十三日からは碑の建立に移つた。あらかた工事が進捗した十一月一日には碑の下に遺骨を収納した六〇五の壺が安置された。記念碑は翌六七年一月一日に完成し、同二月十五日に除幕式が執り行なわれた。この後毎年二月十五日に献花式が行なわれてゐる。

第4章 対日要求、血債問題

一方遺骨が大量に発見されて以来、華人社会は中華総商会を代表者として、シンガポール政府に日本に対する損害賠償の交渉を行なうよう強く要求した。一九六三年になると、総商会は、記念碑建設のため募金活動を開始する一方、まず前田憲作日本総領事に対して直接交渉を行ない、強制献金五〇〇〇万Mドル（五九億円）の返済を要求した。またその後任者、田中弘人総領事との七月五日の交渉は、「言詞激烈」となり四時間半に及んだが、些かの結果も得られなかつた、と記録されている。さらに八月六日には、李光耀首相が田中総領事に会見を要求した。八日の読売新聞によると、この際日本側は医療、科学研究施設などの寄贈案を示したが、中華総商会は、この案が金額にしてどれほどか不明であるため不満を示したとされる。同会は後に、李首相に対して賠償が五〇〇〇万Mドルを下回らないよう、念を押している。後の報道によると、日本側寄

贈案は、六億五〇〇〇万円（約五五〇万ドル）程度であつたという（後出）。

日本側の基本方針は、マラヤ・シンガポールに対する戦時賠償は、サンフランシスコ平和条約で解決済み、というものであった。すでに述べたとおり、両地の利益を代表すべきイギリスは、この条約で対日賠償請求を放棄していたのである。

一九五一年にすでに独立していたため、サンスランシスコ条約に参加した他の東南アジア諸国は五〇年代を通じて日本と交渉し、かなりの賠償を獲得していた。フィリピンは純賠償五億五〇〇〇万米ドル・借款二億五〇〇〇万米ドル、インドネシアは純賠償二億二三〇〇万米ドル・借款四億米ドル、ビルマ（同条約不参加）は純賠償一億四〇〇〇万米ドル・借款三〇〇〇万米ドル、南ベトナムは純賠償三九〇〇万米ドル・借款七五〇万ドルなどである。これに対して戦時中日本軍から「奉納金」として五〇〇〇万ドル（六〇年代には一七〇〇万米ドルに相当）を強制献金させられ、しかも多数の人命を奪われたマラヤ・シンガポールには「梨のつぶて」であった。

中華総商会は、事ここに至つて大衆運動を決意し、「本邦各民族向日本追討血債群衆大会」を八月二十五日夜にシティ・ホール前広場で挙行することとなつた。当時の日本は輸出振興に懸命であり、シンガポールでも日本品を中心とした商工展示会を八月末までの予定で開催していた。だが現地の不穏な情勢を考慮して、この展示会は二十三日で中止された。同日のA P電によると、中華総商会は、群衆大会を予告する四言語によるドギツイ表現のポスターを市内各地に張り巡らしたという。なお同日のシンガポール各紙は、二十日に田中総領事が李首相に宛てた書簡を公表

した。これによると、日本側は補償の方法として、ガン治療センターの設置、教育施設への実験器具の寄贈、技術留学生の受け入れ拡大、を提案している。

二十五日の大会は、約一二万人の参加を得た点でシンガポールの歴史上前例のない大集会となつたが、大事なことは、ここにマラヤ、ボルネオなど旧イギリス領植民地の代表までが参加したことであつた⁽¹⁸⁾。これらの地域は、単一の新連邦国家「マレーシア」として独立・再出発の直前にあつた。対日血債要求は、日本にとつて無視し得ない大きな広がりを持つこととなつた。大会では次の三点が決定された。

(1) シンガポール、マラヤ、サバ、サラワクの人民は、対日血債要求で共闘体制をとる。

(2) 血債が得られねば、対日非協力運動を発動する。

(3) 目的を達しない場合、日本人の入境拒否を政府に要求する。

なおこの大会に出席した李光耀首相の本心は、過去は過去としてシンガポールの経済発展に日本の力を利用すべきだ、ということであつた、という。当時李光耀は、マレーシア結成直前の緊張状態の中になり、血債運動の盛り上がりをマラヤ共産党の扇動によるものと見、このまま放置すると、日本の協力を失いかねない、これを避けるためには自分が運動の先頭に出て若干の反日の態度を示しながらも運動をコントロールすることだと決めたという。この大会で彼はポケットに連発拳銃をしのばせながら、「工業化のテンポを速めるため世界中の工業技術を招致することがわれわれの政策だ。日本は最も安く工業技術を提供できる。しかし今夜の集会以降、新しい商

工業プロジェクトについては日本人に対するビザを発給しない。日本人はわれわれの代表と妥結に至ることが賢明であることを理解するだろう。私はこのことにつき希望なしではない。今やマレー・シアの儲けの多い商工業に参加するかどうかは彼ら次第だ」と演説している。⁽¹⁹⁾

第5章 マレー・シア加盟と対決政策の影響

大群衆大会の翌二十六日、日本では黒金官房長官から「(血債交渉について)しばらく冷却期間を置く」との見解が表明された。シンガポールにおける反日ムードの高まりに加え、新連邦が発足すれば交渉相手も替わる可能性があり、事態の静観が上策となつたためであった。しかしシンガポールでは日貨排斥、対日非協力、入国査証拒否など事態が急展開し、結局日本外務省は二九日、情報文化局長談話の形で、「冷静かつ友好的な雰囲気の中で、シンガポール政府と誠意ある交渉を今後とも続けていきたいと考えている」ことを表明した。

一方シンガポール駐在の日本企業約四〇社は、八月二十七日会合を開き、討議した結果、日本政府に対して早期解決を要求する電報を送っている。また九月五日には九人の代表を派遣して中華総商会側と三時間にわたって会談した。代表者たちは、総商会と日本政府との交渉を開拓するため助力を申し出た、とされている(UP-I)。これに対して総商会側は「日本政府が一〇日以内

に好意的な回答を寄せるよう期待する。回答がなければ八月二十五日に決めた対日經濟非協力運動を実施する」と発表した。

新連邦の発足は、当初の八月三十一日から九月十六日に延期されていた。シンガポールの中華総商会が「一〇日以内」と条件をつけたのは、対日交渉の権能を有するうちに結果を出したいと焦っていたためであろう。

窮地に立たされた日本人居留民四二〇人は、陳情団を本国に送った。メンバーは三井、三菱、丸紅、伊藤忠、日商の五商社と東京銀行の六支店長である。十二日夜羽田に到着した一行は「在留邦人に危害が及ぶ恐れもあり、一日も早い解決をしてもらうよう政府に事情を説明するため帰国した」という声明を発表した。実は出発前、团长は「妥結額の一部を日本商社が負担し、残りを日本政府が支払うという提案をするつもりだ」とまで追いつめられていたのである。

選挙運動がすでにたけなわの九月十三日、李光耀首相は田中総領事との会見で「文書による具体的提案」を日本政府に要求した。この会見は日本側の了解無しにテレビで放映され、李首相が日本をなじる場面もあつたといふ。⁽²⁰⁾ なおこの日マラヤでも中華総商会に相当する中華商会連合（馬華商聯会、ACC）が、一億一〇〇〇万Mドル（一三〇億円）の賠償要求を公表した。この金額はマラヤ一州が各一〇〇〇万Mドルを要求した結果である。

一方自らが設定した一〇日間の期限を翌日に控えたシンガポール中華総商会は十四日、日本政府が応じない場合にそなえて、十六日以降日本商品をボイコットすると発表した。⁽²¹⁾ 総商会はこの

他、日本総領事館前での座り込みや、日本映画の上映拒否なども計画の中に入れていた。

しかし目標の十五日に至るも、日本政府からは「誠意ある回答」が届かなかつた。中華総商会は同日、予定通り十六日以降の対日非協力運動を行なうと宣言した。だが十六、十七日は新連邦国家マレーシアの発足で、公休日となり、運動開始は事実上二日間延期となつてしまつた。しかもこの二日間に、シンガポールの国際環境を激変させる大事件が発生した。すでに述べたように、マレーシアの結成に反対していたインドネシアがマレーシア対決を開始し、二十一日にはさらに、これがシンガポール、マラヤとの貿易断絶に発展した。日貨排斥を梃子に日本へ圧力をかけようとした矢先、シンガポールはそのような余裕がなくなつていたのである。

また新国家になつて、シンガポールの運命は遠くのクアラルンプールで決定されることになつた。中華総商会は二十五日、クアラルンプールに代表を派遣してトゥンク・アブドゥルラーマン首相に対日交渉の継続を要請したところ、日貨ボイコットを止めない限り交渉はしないと断わられた。結局ボイコットは二十七日に無期中断となり、十月二日までには完全に停止された。

なお新連邦マレーシアにおけるこうした民間レベルの対日要求額は、後にサバ、サラワクの分各一〇〇〇万Mドルを含め、合計一億八〇〇〇万Mドルになつた。

第6章 民間要求と政府間交渉の落差

日本政府は十月初め、こうしたシンガポールでの情勢変化を見据えて、やつと動きだした。この場合とくに相手側の交渉主体が、華僑虐殺事件の主たる被害者である華人の組織ではなく、また州政府となり外交権を持たない李光耀の政府でもなく、融和・協調を政治信条とするトゥンクのクアラルンプル政府となつたことは見逃せない。

十月四日、日本政府は初めて、先に述べた「サンフランシスコ条約で解決済み」の建て前の上に、対日補償要求があれば、東南アジアの他の国々に対して行なつてきたと同じ経済協力の中で処理したい、という原則を示し交渉に応ずることとなつた。一方マレーシア側でも、中華総商会が対日交渉をトゥンクに一任することが決まり、十八日後日本政府の後宮虎郎代表（外務省アジア局長）がクアラルンプルに到着した。二十四日から十一月一日まで都合六回の交渉では、トゥンクが司会者となり、日本側は後宮代表、大隈涉大使の二人、マレーシア側は許啓謨無任所相、ガザリ外務次官が出席した。

この間、日本側各紙は、一〇億円程度が日本側の提示額であると、報道した。一〇億円とは約八〇〇万ドルであり、マレーシア側の民間レベル要求額一億八〇〇〇万ドルからは遠く離れていた。日本はすでにカンボジア、ラオスに対して賠償請求権を放棄してもらつたお礼にそれぞれ一五億円、一〇億円の無償経済協力を行なつたので、両国に対する手前、この水準を越えることはできない、との理由も添えられた。

双方の提示額、要求額の実態は明かでないが、十一月一日の共同声明は「マレーシア側要求が日本代表の権限を越えるため、交渉を一時中止することとなつた」としている。ただ合意点として、「日本が贖罪の意思を表すに当たり、強制労働、残虐行為、強制献金を含む種々の要素を考慮に容れること」、および解決案はマレーシア全体を包括するもの」の二点が明らかにされた。

交渉が金額で行き詰まつたことは明白であつた。だがトゥンクは二カ月後の国会で「過去は忘れよう。どんなに金を積んでも戦争による損害が償われるわけではない。血債という言葉を止め、善意の支払いとでも呼ぼうではないか」と提案している。

一九六四年は、マレーシアにとって多忙多難な年であつた。インドネシアとの武力対決が進む中、四月には総選挙があり、これを契機にシンガポールとクアラルンプルとの関係が悪化し、七月、九月にはシンガポールで暴動まで発生した。このため、対日補償要求交渉は、進展しなかつた。ただ内々では日本側の提示金額に若干の上乗せがあり、これに対する華人諸団体の反応が時々報道された。六五年五月、日本は椎名外相を派遣し、妥協金額等を示したが、この際トゥンクは「国内華人の要求には適切でない点がある。これを穏当なものに落ち着かせるため多少の時間が必要だ」と語つてゐる。また同月二十六日には国会で「華人商工会議所が日本の支払うべき『妥当な額』について了解しないため、対日交渉を無期延期せざるをえない」と公式に表明した。椎名外相が帰国した五月以降、マレーシアはシンガポール分離に至る最終局面にあり、同政府には対日交渉を行なう余裕がなくなつた。

一九六五年八月シンガポールが独立し、検証大虐殺事件は初めて地元独立国政府により処理されることとなつた。だがシンガポール政府は、独立直後の多忙さからこの問題に関心を向けたのは六六年七月以降だつたようである。しかも李光耀の政府は中華総商会との関係が必ずしもよくなく、総商会の圧力を受けた交渉を嫌い、自らのペースで事を進める意向を明らかにした。²²⁾

第7章 血債妥結で対日関係拡大へ（一九六七年九月）

日本との交渉は、その後メディアを退けた水面下で行なわれ、一九六六年十月二十四、二十五日にシンガポールを訪問した椎名外相との間でついに妥結した。一方椎名外相はこの直前マレーシアを訪問していたが、同国との間では条件が最終的に折り合わず、結局翌年九月二十一日に妥結した。このため日本とシンガポールとの「血債協定」も、この同じ六七年九月二十一日に調印されることになった。その四日後、日本から最初の首相として佐藤栄作首相がシンガポールを訪問した（マレーシア訪問は二十二～二十四日）。

ところでこの日本のシンガポール、マレーシアとの協定は、名称が「日本国とシンガポール共和国（マレー・シア）との間の一九六七年九月二十一日の協定」とそつけないものとなつてゐる。だが日本側に關するかぎり、その精神・内容は、日本が第二次大戦後に他の東南アジア諸国と国

交を樹立するに当たつて結んできた平和条約や賠償協定とほぼ同様のものであり、その意味で日本とのこれら二国との国交を樹立もしくは正常化する意味合いをもつものであった。

シンガポールとの協定の要点は次のとおりである（以下「」内は協定正文）。

前文 「第一次世界大戦の間のシンガポールにおける不幸な事件に関する問題の早期かつ完全な解決が日本国とシンガポール共和国との間の友好関係の増進に建設的に寄与することを認め、無償供与一五〇〇万Sドル、および特別の条件による借款一五〇〇万Sドル、合計五〇〇〇万Sドルを供与する。」

第一条 上記前文における無償供与は日本の生産物と日本人の役務により供与される。

第二条 シンガポールは「第二次世界大戦から生ずる問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認し、かつ同國およびその國民がこの問題に関していかなる請求をも日本国に対して提起しないことを約束する。」

（なお一五〇〇万Sドルは、第一条で一九億四〇〇〇万円とされている）

これによりシンガポールは、民間レベルの要求額を名目的に満たした合計五〇〇〇万Sドルを獲得した。一方トゥンクによつて「善意の供与」と呼ばれたマレーシアとの協定では、血債支払そのものは無償供与一五〇〇万Mドルのみとなつた（当時マレーシア・ドルとシンガポール・ドルは等価）。これは同國の民間レベルの要求額一億三〇〇〇万Mドルを、かなり下回つた。だが、日本政府はこの際マレーシアの第一次開発五カ年計画に対し別途一億五〇〇〇万Mドルの借款供

与を決めており、シンガポールとはほぼ釣合をとった形になつてゐる。

ただし、シンガポール協定には、マレーシア協定と異なるところがあつた。すなわち後者では、シンガポール協定の上記「前文」および「第二条」にある右傍点部分は存在しない。これはマレーシアが、単なる政府間協定においては国民の法律枠内の自発的 requirement 阻止を規定することができない、と主張したからである。

この点をその他の国々との協定と見較べると、ビルマ（一九五四年）、インドネシア（五八年）の場合は、「日本国および日本国民が戦争遂行中にとつた行動により生じた当該国およびその国民のすべての請求権を放棄する」とあり、韓国（六五年）の場合は「請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決された」とある。逆にフィリピン（五六六年）、ベトナム（五九年）との賠償協定については、このような規定が存在しない。

こう並べてみると、シンガポールとの協定だけが突出して、将来のシンガポール国民の要求を封じていることが明白である。時期的に後になつたため、日本側が過去の東南アジア諸国との協定・条約における「不足部分」を認識し、また交渉術を磨いた結果なのか。あるいはシンガポール側が一時的な経済不安にかられて妥結を急いだり、民間レベルの要求を名目的に満たしたとの安堵感からこの条項に同意したのか？ あるいは新設外務省に交渉能力が欠如していたのか。

シンガポール突出の理由は不明である。いずれにしても、マレーシアではこれ以降も民間からの補償要求が続けられているのに對して、シンガポールでは中華總商会が一時期不満を表明し

たもの⁽²³⁾の、その後は表に現われるような運動は伝えられていない。

シンガポールにおける対日血債要求問題はこうして終了した。大量虐殺事件における被害者・加害者の関係はもともとこうした金銭解決ですむ性質のものではない。それにもかかわらず、せつかく合意された有償・無償五〇〇〇万ドルは、どのように使用されたのか。日本通産省の俗称『経済協力白書』によると⁽²⁴⁾、血債協定による支払は「準賠償」に基づく無償・有償協力と定義され、無償協力は造船所建設、人口衛星地上通信基地建設、ジュロン港クレーン、公共事業庁用機械類（合計二五〇〇万ドル＝一九億四〇〇〇万円）などの現物贈与として六八年五月から七二年三月までに実施され、また有償協力は対シンガポール経済援助の第一次円借款として外航用新造船用、および衛星通信地上局建設用（同額）に供与された。

汚職が少なく、効率を重視する李光耀政府のことだから、これらの準賠償は、シンガポールの経済発展に何らかの役割を果たしたであろう。しかも李光耀首相が望んだように、これを契機に、日本からの投資・通商といった経済協力は大いに拡大した。この発展の中で、シンガポールは雇用不安を脱却し、逆に一九七〇年代の飛躍へと発展するきっかけを掴むのである。

ただ日本人はおろかシンガポール人でさえ、これが紛糾した血債問題の解決結果であつたとはほとんどの人が知らないであろう。先方がそれをどう使うかは、先方の内政問題で、当方は干涉はできない……。至極分かりやすい議論であるが、先方の一般市民には、補償を取りつけた実感がなく、感情的しこりが癒されないまま残った、と言うべきであろう。